

3-2-1 所得税の基礎① 所得区分について

Q 所得税の所得区分について、教えてください。

A 個人の所得を10種類（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得）に分類し、それぞれに異なる課税方式が定められています。

(I)

解説

日本の所得税法では、以下の10の所得区分を定めています。

1. 利子所得

預金等の利息に係る所得です。源泉徴収等で済み、申告は不要となります。

2. 配当所得

株式等の配当金などに係る所得です。源泉徴収等で済み、申告は不要である場合と、申告を要する場合があります。特定口座制度が便利で、多く活用されています。

3. 不動産所得

不動産賃貸業に係る所得です。総合所得課税が行われ、青色申告制度があります。

4. 事業所得

個人事業に係る所得です。太陽光発電事業は、ほぼ事業所得として申告されています。総合所得課税が行われ、青色申告制度があります。

5. 給与所得

勤務先から受け取る給与・役員報酬等に係る所得です。総合所得課税が行われます。概算経費的な、給与所得控除制度があります。

6. 退職所得

退職金に係る所得です。優遇された軽課税（分離課税）となっています。

7. 山林所得

山林（の木々）の伐採又は譲渡による所得です。5分5乗方式による分離課税が行われます。

8. 譲渡所得

株式、不動産等の資産の譲渡に係る所得です。内容により課税方式が異なりますが、分離課税で、他の所得と損失を通算できないことが多いです。なお、家庭用動産（乗用車等）の譲渡所得は、非課税とされています。太陽光設備を譲渡すると譲渡所得となります。

9. 一時所得

生命保険の満期保険金、競馬の払戻金等に係る所得です。総合所得課税が行われます。

10. 雑所得

公的年金等の受給、貸付金の利子収入等、他に当てはまらない所得です。総合所得課税が行われます。